緑の保全事業

- 本市では、昭和48年3月に「杜の都の環境をつくる条例」を制定（平成18年6月改正）し、自然との調和ある環境の創造と杜の都の伝統ある風土を未来に発展させることを目指し、市街地の貴重な緑地を保全してきました。
- 「杜の都の環境をつくる条例」に基づき地域の美観風致上優れている樹木を保存樹木、保存樹林として、また、残された民有地の緑を主体に土地所有者の理解と協力を得て保存緑地を指定しています。管理はそれぞれの所有者が行うこととしていますが、保全に係る経費の負担軽減対策として、指定交付金等の交付や各種市税の軽減、資材援助等を行っています。

※令和８年4月1日時点の指定状況：保存樹木176件（181本）、保存樹林19件　保存緑地40箇所（643.38ha）



保存樹木：秋保野尻のいちい・さくら
（H18.12.12　R2.8.25指定）



保存樹林：泉区上谷刈
（R1.12.26指定）



保存緑地：旗立保存緑地
（S50.6.5指定）

企業の皆様へのメッセージ

青葉山や広瀬川などの自然のみどり、社寺林や屋敷林などの文化的なみどり、市民の力で守り育んできた市街地を囲むみどり、そして、杜の都の代名詞となった風格ある街路樹など、仙台市にはこのまちならではの誇るべきみどりがあります。これらのみどりの保全と利活用にご支援ください。

担当： 建設局 百年の杜推進課　℡022-214-8392



杜の都の名木・古木（H29.3.31発行）